

学校教育環境に関する基本方針(案)より (1)学校再編
②学校再編にあたっては、義務教育学校の整備を推進します。

イ 適正規模の基準		
(校種)	(学校の学級数)	(各学年の学級数)
義務教育学校	18~27学級	2~3学級

※学級数は通常学級の数を基本とします。

特別支援学級は、「広島県公立小・中・義務教育学校学級編制基準」(1学級あたり8人)に基づき設置します。

ウ 学校再編の単位		
・現中学校区を単位とした小・中学校の再編を基本とします。 ・現中学校区での義務教育学校の規模が適正規模の基準を超えるときは、当該校区を分割して整備することを検討します。 ・現中学校区での義務教育学校の規模が適正規模の基準を満たさないときは、隣接する中学校区との再編を検討します。ただし、通学時間が1時間を越えるなど隣接する中学校区との再編が適当でない場合は、当該校区で整備することを検討します。 ・その他、児童生徒数の将来推計や地理的条件等から、効果が高いと認められる場合は、現中学校区の見直しも含め、検討していきます。		

エ 対象校区の条件		
・再編後の学校が適正規模の基準に該当しており、将来推計においても、児童生徒数が維持できること。 ・校区内の小中学校の校舎・体育館が老朽化している(築年数が多い、構造躯体の健全性調査及び構造躯体以外の劣化状況調査における評価が低い。以下同じ。)こと。 ・義務教育学校の整備に必要な敷地面積が確保できること。 ・条件は満たしていないが、当面の児童生徒数の確保など緊急性があり、地理的条件などを総合的に勘案し、整備の必要性が高いこと。		

(経過)
全国29地裁で提訴され、第1審 大阪地裁及び名古屋地裁での最初の最高裁判決(2025年(令和7年)6月27日)において、「デフレ調整に係る厚生労働省大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があった」として、原告に対する当時の保護変更決定処分が取り消され、その判決を踏まえた対応として、原告・原告以外を区分せず、対象者に保護費等の追加給付を行う。

(広島訴訟の状況)	
2014年(平成26年)11月21日	広島地裁へ提訴
2023年(令和5年)10月2日	同 判決により敗訴
2023年(令和5年)10月13日	広島高裁へ控訴
2025年(令和7年)4月18日	同棄却判決
2025年(令和7年)5月1日	最高裁へ上訴、現在係争中

(対象世帯)
2013年度(平成25年度)8月以降の期間において生活保護を受給していた世帯。(現在保護停止中の世帯、保護廃止世帯も含む)
※死亡者は対象外

(今後の予定)
2026年(令和8年)2月中 国から計算ツール配付
2026年(令和8年)3月頃 システム改修等の契約

(民生福祉委員会資料より一部抜粋・作成)

市教委は、2015年に策定した学校再編と環境整備の基本方針の改定作業を進めていましたが、12日の文教経済委員会で新たな方針案の内容を報告しました。

学校再編の方針では、今後新たに整備する学校施設は小中一貫の義務教育学校を最優先で検討し、1学校当たり18~27学級の大規模校

を「適正」と位置付けます。また、再編の単位学区や対象となる学校の要件などを定めているものの、市教委が「効果が高い」、「緊急性がある」などと認めれば検討が可能である」とも付記されています。効果指標や緊急性の中身が明らかでなく、恣意的な判断による再編を防ぐ歯止めが無いことは問題です

学校再編方針が明らかに歯止めなく統廃合が可能に?

日本共産党

議員団
だより



みよじ剛史
塩沢みづえ

発行: 日本共産党
福山市議会議員団
津之郷町津之郷 970-1
084-952-2662

市が謝罪し対応徹底を

昨年6月、2013年から

内受給者が原告となり、現在も最高裁で係争中です。

塩沢市議が、最高裁判決

の受け止めについて市の認

識を質したところ、「反省の

弁を厚労省が行っているな

どの事実を述べるにごどま

り、市としての責任の認識

や受給世帯への謝罪につい

て言及しませんでした。

現在係争中とは言え、す

ぐに、保護費等の追加支給を

行う手続きを進める方針が報

告されました。

12日の民生福祉委員会で

市が2013年8月以降に

受給していた全ての世帯を対

象に、保護費等の追加支給を

行う手続きを進める方針が報

告されました。

現在係争中とは言え、す

ぐに、保護費等の追加支給を

行う手続きを進める方針が報

告されました。

現在係争中とは言え、す

ぐに、保護費等の追加支給を

行う手続きを進める方針が報

告されました。

現在係争中とは言え、す

ぐに、保護費等の追加支給を

行う手続きを進める方針が報

告されました。

現在係争中とは言え、す

ぐに、保護費等の追加支給を

行う手続きを進める方針が報

告されました。

現在係争中とは言え、す

2月3日の福山市国民健

度よりも約1億円削減させ

ており、県指示額1849

円の引き上げを大幅に上回

る値上げとなっています。

特に40歳~64歳までの

人が支払う介護分の引き上

げ幅が顕著で、現役世代の

負担が大きくなります。

一方で今年度の決算は約

5年連続の引き上げ提案

であり、この間の引き上げ幅

は約3万円にもなります。

市は基金を約3億840

0万円繰り入れ、広島県が提

示した保険税額よりも抑制

していると説明しています。

しかし、基金繰入を前年

で違法減額への対応が始ま

る段階にあり、原告を含

めた全受給者の生存権が侵

された事実にどう向き合

かが、市には問われます。

市は基金を約3億840

0万円繰り入れ、広島県が提

示した保険税額よりも抑制

していると説明しています。

一方で今年度の決算は約

3万円にもなります。

市は基金を約3億840

0万円繰り入れ、広島県が提

示した保険税額よりも抑制

していると説明しています。

しかし、基金繰入を前年

で違法減額への対応が始ま

る段階にあり、原告を含

めた全受給者の生存権が侵

された事実にどう向き合

度よりも約1億円削減させ

ており、県指示額1849

円の引き上げを大幅に上回

る値上げとなっています。

特に40歳~64歳までの

人が支払う介護分の引き上

げ幅が顕著で、現役世代の

負担が大きくなります。

一方で今年度の決算は約

3万円にもなります。

市は基金を約3億840

0万円繰り入れ、広島県が提

示した保険税額よりも抑制

していると説明しています。

しかし、基金繰入を前年

で違法減額への対応が始ま

る段階にあり、原告を含

めた全受給者の生存権が侵

された事実にどう向き合

かが、市には問われます。

5年連続大幅引き上げ案

国保一人年間5029円増?

